

# 保有個人情報開示請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

塩釜地区消防事務組合 管理者 殿

(ふりがな) しおがま たろう

氏名 塩釜 太郎

住所又は居所 〒985-0021

塩竈市尾島町17番22号 電話 〇〇 (〇〇) 〇〇〇

電子メールアドレス (任意) 〇〇〇@〇〇〇

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

## 記

### 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

例：救急搬送時の状況について

### 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

イ又はロに○印を付してください。イを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

① 個人情報窓口における開示の実施を希望する。

<実施の方法>  閲覧（必要に応じて写しの交付\*）  写しの交付のみ\*

\*写しの交付には複写料がかかります。

<実施の希望日>  〇〇年〇月〇〇日以降  年 月 日から 年 月 日までの間

本人限定受取郵便による写しの送付\*を希望する。\*送付には郵送料と複写料がかかります。

### 3 本人確認等

イ 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

ロ 請求者本人確認書類

運転免許証  健康保険被保険者証  個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※郵送により請求をする場合には、本請求書に加えて住民票の写し等を添付してください。

ハ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(イ) 本人の状況  未成年者（ 年 月 日生）  成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(ロ) 本人の氏名

(ハ) 本人の住所又は居所 〒

(ニ) 本人の電話番号 ( )

ニ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

ホ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

※ 次の欄には記入しないでください

担当課（署）		電話	( )	-	内線
--------	--	----	-----	---	----

( 裏 面 )

#### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話」、「電子メールアドレス」

開示請求者（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）の氏名（4(1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡を行う際に必要になりますので、開示請求者本人と直接連絡が可能な電話番号（必須）及び電子メールアドレス（任意）を記載してください。

#### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

#### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（個人情報窓口における開示の実施の方法、個人情報窓口における開示を希望する場合の希望日）について、希望がありましたら記載してください。

なお、実施の方法は組合が定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることできます。

#### 4 本人確認書類等

##### (1) 個人情報窓口における開示請求の場合

来庁して個人情報窓口において保有個人情報の開示請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

##### (2) 郵送による開示請求の場合

郵送により保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

##### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

また、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。